

任意継続被保険者制度 案内

被保険者期間が2ヵ月以上ある被保険者は、本人の希望で資格喪失後20日以内に健康保険組合に任意継続被保険者資格取得申請書を提出して、健保の加入を続けることが出来ます。

資格取得申請書を承認したうえで、被保険者自宅に直接「健康保険被保険者証」等を送付いたしますので、到着後速やか（指定の納付期日まで）に初回（第1回目の1ヵ月分）の保険料を健保組合指定銀行口座に振込納付願います。

被保険者証は従前のもではなく、新たに交付いたします被保険者証となります。

旧被保険者証が未返還の場合は、旧勤務先に速やかにご返還願います。

また、任意継続被保険者証が送付されるまでに医療機関で診察を受けて全額自己負担された場合は、被保険者証が届いた後に「療養費支給申請書」をご提出いただくことで保険負担分を後日当健保組合から払い戻しいたします。

※国民健康保険へご加入を希望する方は、お住いの市町村の国民健康保険の係へご相談ください。平成22年4月から「解雇や雇止め、倒産等による失業者への保険料の軽減措置」が実施されています。詳しくは、市町村へご相談ください。

任意継続被保険料

- ◆ 保険料は全額自己負担となり資格喪失時の標準報酬月額と 470,000 円（前年度9月の健保組合の平均月額）のいずれか低い額に 90.51/1,000 を掛けた金額が1ヵ月分の保険料となります。また、介護保険料の徴収対象者（40歳以上65歳未満等）は、さらに 19.4/1,000 加算し、合計で 109.91/1,000 を掛けた金額が1ヵ月分の保険料となります。

保険料の納付について

- ◆ 毎月1ヵ月分ずつ納付する場合、第1回目保険料は「健康保険料の納付について」の案内書が到着後、健保組合の指定期日までに納付し、第2回目以降の保険料は、毎月1日から10日までに健保指定銀行口座に納付することになります。
納付期限を1日でも遅れると（11日以降）ただちに資格喪失となります。
ご自身の銀行口座から健康保険組合の口座へ自動的に振込まれる「定額自動送金」という方法がありますので、ご希望する方は取引先銀行に申し込んでください（申込用紙は各銀行にあります）

- ◆ 任意継続の保険料は、別紙の「前納保険料割引制度・納付案内書」のように一定条件下で前納が認められています。この前納金額については、年 4.0%（複利現価法による）で割引が行われます。

前納制度の詳細については、別紙前納保険料割引制度・納付案内書の説明内容をご参照ください。前納を希望する方は、資格取得申請書に納付方法を選択し記入ください。

納付先について

取扱金融機関	： 第四北越(ﾀﾞｲｼホクエツ)銀行 石山中央(ｲｼヤマチュウオウ)支店 レイズネクストケンコウホケンクミアイ
口座名義	： レイズネクスト健康保険組合
普通預金 口座番号	： 0200499

〒231-0062 住所：神奈川県横浜市中区桜木町1-1-8 日石横浜ビル9階

TEL：045-225-9236 FAX：045-225-9237

E-mail：info@raiznext-kenpo.or.jp

※ 銀行振込手数料は、任意継続被保険者本人負担となりますので、ご了承ください。

任意継続被保険者の扶養家族

- ◆ 任意継続被保険者になっても、その家族を引き続き扶養すれば被扶養者としての資格があります。資格喪失時に認定されていた被扶養者を継続扶養認定するためには、**健康保険被扶養者届**に必要事項を記入して、任意継続被保険者資格取得申請書に添付してください。

任意継続の給付

- ◆ 保険給付は、本人・家族とも在職時と同様に受けられますが、平成19年4月1日から傷病手当金・出産手当金は、任意継続加入後の支給開始の場合支給されません。

任意継続の加入できる期間

- ◆ 任意継続に加入できる期間は、資格喪失後最長で2年間です。
任継加入途中で国民健康保険料の方が低くなる場合がありますので、国民健康保険への加入切替えをお勧めいたします。
任意継続保険料額は、当健康保険組合の標準報酬月額の前年と健康保険料率・介護保険料率の改定等がない場合は、次年度以降も変更なく同額です。

任意継続被保険者の資格喪失

- ◆ 任意被保険者の資格喪失は次の場合となります。
 - ① 任意継続の資格取得した日から2年を経過したとき。
 - ② 任意継続被保険者が死亡したとき。
 - ③ 毎月の納付期限（毎月10日）までに保険料を納付しないとき。
 - ④ 再就職などして、あらたに適用事業所の被保険者の資格を取得したとき。
 - ⑤ 任意継続被保険者からの申し出による喪失。（申出月の翌月1日が喪失日となります）
 - ⑥ 後期高齢者医療制度の被保険者等となったとき。
- ※ ②に該当した場合は健保組合に**通知**してください。
④、⑤、に該当した場合は、「**資格喪失申出書**」により健保組合に申出てください。
（④新たに加した被保険者証のコピーを添えてください）
- ※ 再就職した場合、再就職年月に納付済み分の保険料があれば、「保険料還付金請求書」（健保から送付します）に記名捺印して提出いただいたうえで、任意継続被保険者の口座へ返金いたします。
①、③、75歳で⑥に該当した場合は健保組合から「資格喪失通知書」を自宅宛に送付致します。
（①は資格喪失予定年月日以降に「資格喪失通知書」等を自動的に健保組合より任意継続被保険者の自宅宛に送付いたします）

被保険者証（健康保険高齢受給者証）

- ◆ 資格取得時の被保険者証は、任意継続資格取得申請書と被扶養者（異動）届を健保組合で受理した後に、任意継続被保険者の自宅へ送付いたします。
在職時の被保険者証とは違う記号、番号で発行いたしますので、医療機関に受診する際は、その旨を告げて被保険者証を提示してください。
在職時の被保険者証は資格喪失年月日の前日（退職日）まで有効です。資格喪失年月日以降は無効となりますので、ただちに在職時の適用事業所または健保組合に返納してください。

保険料納入証明書

- ◆ 確定申告等に使用するために「保険料納入証明書」が必要となった場合は、健康保険組合に発行申請をしてください。
（任継の在籍者へは、毎年1月末日までに前年分の納入証明書を送付いたします。また、任継の資格喪失時に、喪失時の年分の納入証明書を送付いたします）

前納保険料割引制度・納付 案内書

前納保険料割引制度には6ヵ月（半期単位）または、12ヵ月（年間一括）の保険料を納付していただく方法があります。

1. 任意継続資格取得時の前納

- ① 6ヵ月（以内）前納を選択した場合（前期は9月分まで。後期は翌年3月分まで）
3月から8月に資格取得した場合は資格取得年月の翌月分から9月分までの保険料、9月から翌年2月に資格取得した場合は資格取得年月の翌月分から当該年度の3月分までの保険料を納付することができます。
- ② 12ヵ月（以内）前納を選択した場合（年度末の3月分まで保険料を前納）
資格取得した際に、資格取得年月の翌月分から当該年度の3月分の保険料を納付することができます。

※ 保険料を前納にて納付する場合は、保険料が年4%（複利現価法による）割引されます。資格取得月の保険料である第1回目の1ヵ月分については割引対象外となります。

※ 前納の納付期限は、資格取得年月日の属する月の月末となっていますので資格取得申請書を提出された時期によっては、前納にて納付することができない場合もあります。

納付期限：①前期が資格取得月の月末。後期が9月30日まで。

②資格取得月の月末。

2. 任意継続保険に加入済みで翌期（年度）以降の前納

- ③ 4月分から翌年3月分までの保険料を前納選択した場合（12ヵ月分前納）
- ④ 4月分から9月分までの保険料を前納選択した場合（6ヵ月分前納）
- ⑤ 10月分から翌年3月分までの保険料を前納選択した場合（6ヵ月分前納）
- ⑥ 4月分から任継期間満了までの保険料を前納選択した場合
- ⑦ 10月分から任継期間満了までの保険料を前納選択した場合

納付期限：③、④、⑥は3月1日から3月31日まで。

⑤、⑦は9月1日から9月30日まで。